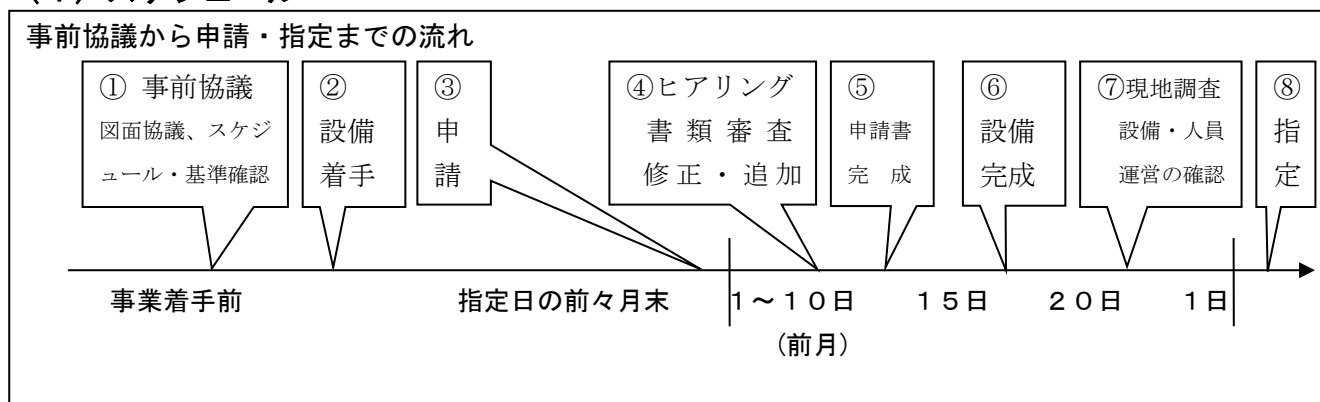


指定申請手続きの概要

1 指定申請方法について

(1) スケジュール



(2) 事前協議

指定申請にあたり、事業着手前（用地・施設取得を含む）に、「事前協議・現地調査時に確認を要する書類早見表」に記載する書類を準備のうえ、「8 相談・問い合わせ先」の所轄保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）までご相談ください。

(3) 申請

- ① 指定申請書の受付は、指定予定日（毎月1日）の前々月末（必着）に締め切ります。
なお、その日が年末年始、土・日・祝日等の閉庁日である場合は、閉庁日の翌日が締め切り日となります。

② 提出書類等

「2 指定申請に必要な書類について」を参照してください。

③ 提出先及び提出部数

所轄の保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）に、1部提出してください。

なお、申請書を郵送される場合は、不着等のトラブルを避けるため、必ず書留（簡易書留でも可）とし、封筒に「指定申請書類在中」と朱書きしてください。

また、ヒアリング時に使用しますので、必ず控えを1部作成し保管してください。

(4) ヒアリング

ヒアリングを行いますので、予約の上、申請書の控えを持参来庁願います。

- ・ヒアリング出席者 申請法人の代表者及び事業所の管理者(予定者)
- ・ヒアリング会場 指定申請所轄事務所内（保健福祉環境事務所・保健福祉事務所）

(5) 現地調査

居宅サービス事業所指定の際には、指定基準等を確認するため、現地調査を行いますので、申請書に添付された「平面図」、「設備・備品等一覧表」に記載された設備等の配置、「事前協議・現地調査時に確認を要する書類早見表」に記載する書類、並びに掲示物等が確認できるよう、調査日までに準備ください。

(6) 指定

指定日（事業開始日）は、原則として要件審査終了後の直近の1日です。

なお、指定申請の手続き上、指定予定日の4日前（閉庁日を除く。）までに、上記（1）から（5）までの手続きを終える必要があります。また、指定基準を満たさない場合は、指定予定日からの指定ができないので留意ください。

2 指定申請に必要な書類について

- (1) 「指定申請に係る提出書類早見表」に記載の書類について、漏れなく記入し期限内に提出してください。
- (2) 申請書類の規格は、特段に定めのない限りA4サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。
- (3) 申請書類に記載例等を添付しています。書類作成の際の参考にしてください。
- (4) 添付書類「※指定申請に必要な書類一覧（チェックリスト）」を使い、チェック漏れがないか確認の上、申請書に必ず添付してご提出下さい。
- (5) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れ等書類に不備がある場合は、申請書を受理できません。
- (6) 申請者の責めに帰さない理由により申請時に添付できない書類がある場合は、所轄保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）の担当者にご相談ください。

3 指定を受けるための要件について

指定を受けるために必要な要件は、次の（1）～（5）のとおりですが、それを具体的に記述した「福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年10月12日福岡県条例第55号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（以下、法令等という。）を福岡県ホームページに掲載しています。

必ず、全文を熟読し、理解した上で申請してください。

- (1) 法人であること。
- (2) 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が法令等に定める基準及び員数を満たしていること。
- (3) 事業所の設備が法令等に定める基準を満たしていること。
- (4) 法令等に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (5) 法人及びその役員等が法令等に定める欠格事項に該当していないこと。

4 老人福祉法に基づく届出について

介護保険法に基づく事業を行う場合には、老人福祉法の適用を受けることとなりますので、新規指定申請時に届出が必要になります。また、当初の届出内容に変更が生じた場合は速やかに所轄の保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）へ届出を行ってください。

○老人福祉法に基づく老人福祉施設等の届出に関する問い合わせ先

管轄の保健福祉環境事務所・保健福祉事務所（別表【指定申請書提出先一覧】のとおり）

1. 老人居宅生活支援事業

次の介護保険サービスは老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業に該当するため、介護保険法上の申請・届出等と併せて老人福祉法上の届出を行ってください。

介護保険法上のサービス種類	老人福祉法上の事業名	届出書類
訪問介護	老人居宅介護等事業	老人居宅生活支援事業 開始届
通所介護 ※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び老人福祉センターに併設する場合	老人デイサービス事業	
(介護予防) 短期入所生活介護 ※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び老人福祉センターに併設する場合	老人短期入所事業	

2. 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設）

次の介護保険サービスは老人福祉法に基づく老人福祉施設に該当するため、介護保険法上の申請・届出等と併せて老人福祉法上の届出を行ってください。

介護保険法上のサービス種類	老人福祉法上の事業名	届出書類
通所介護 ※単独で設置した場合	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター等設置届
(介護予防) 短期入所生活介護 ※単独で設置した場合	老人短期入所施設	

5 他法令について

介護保険法以外の法令上必要となる手続きにはご注意ください。以下は手続きの例です。

- (1) 法人設立を行った場合は、設立登記が必要です。届出、許可、認証などが必要な法人もあります。
 - 法務局（設立登記）
 - 営利法人以外の場合は、各法令に基づく法人所管行政庁（届出、許可、認証など）
- (2) 従業員を雇用した場合は、雇用関係や社会保険関係の届出が必要です。
 - 公共職業安定所（雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届）
（又は労働基準監督署）
 - 年金事務所（健康保険・厚生年金保険新規適用届、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者（異動）届）
- (3) 市街化調整区域内には原則として事業所を設置することはできませんので、設置予定地の都市計画区域の状況を確認する必要があります。
 - 市町村の都市計画所管部局（都市計画区域の確認、開発許可申請）
※開発許可申請を行ったときは申請書の写しを提出して下さい。
 - 県土整備事務所の建築確認所管部局（実施予定の事業が実施可能な用途地域であるか確認）
- (4) 事業所の建築物は、建築基準法、福岡県福祉のまちづくり条例、消防法等に適合している必要があります。（※通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護）
 - 県土整備事務所（建築基準法、福岡県福祉のまちづくり条例関係手続）
（大牟田市内においては、大牟田市役所）
 - 消防署又は消防本部（消防法関係）

6 介護サービス情報の公表について

介護保険法が改正され、平成18年4月から、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図り、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための具体的な仕組みとして、「介護サービス情報の公表」が義務付けられました。

(1) 対象サービス

ア 訪問介護、イ 訪問入浴介護（介護予防を含む）、ウ 訪問看護（介護予防を含む）、エ 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）、オ 通所介護、カ 通所リハビリテーション（介護予防を含む）、キ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）、ク 福祉用具貸与（介護予防を含む）、ケ 特定福祉用具販売（介護予防を含む）、コ 短期入所生活介護（介護予防を含む）、サ 短期入所療養介護（介護予防を含む）、シ 居宅介護支援、ス 介護老人福祉施設、セ 介護老人保健施設、ソ 介護医療院、タ 介護療養型医療施設（8床以下を除く）、チ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）、ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護、テ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ト 指定療養通所介護、ナ 夜間対応型訪問介護、ニ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、ヌ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）
ネ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、ノ 看護小規模多機能型居宅介護

(2) 公表の時期

事業開始時及び1年に1回です。なお、新規事業者は基本情報のみとし、運営情報（調査情報）は免除になりますが、事業開始後に任意で公表することは可能です。

(3) 手数料

公表のための手数料は発生しませんが、調査を受けることを希望する場合は、調査手数料として19,000円が必要となります。

7 災害時情報共有システムについて

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。新規指定事業所については、システムへ登録する際、事業所情報が必要となります。つきましては、調査票により、事業所情報の提出をお願いします。

(1) 災害時情報共有システムの概要、ログイン方法等について

県ホームページを御確認ください。

「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-saigaisystem.html>

(2) 調査票の提出について

県ホームページ内「3 調査票の提出について」に基づき、指定申請までにメールで提出してください。

※指定日までに情報に変更があった場合は、再提出してください。

(3) 提出後の流れについて

調査票の提出後、県で「被災確認対象事業所番号」及び「初期パスワード」を設定し、指定日以降に通知します。通知が届きましたらログインができるか確認の上、災害に備えていただきますようお願いいたします。

また、基本情報に変更が生じた場合は、速やかにシステム上で更新してください。

(4) 事業所のメールアドレスについて

基本情報のメールアドレスは、県から各事業所に連絡するための手段として別途登録させてい

たきます。メールアドレスに変更が生じた場合は、システム上での更新に加えて、別途メールで報告いただきますようお願いいたします。

①メール内容

- ・タイトル 「【事業所番号、事業所名】メールアドレスの変更について」
- ・本文 「変更前」「変更後」それぞれ記載してください

②報告先

- ・福岡県保健医療介護部介護保険課指定係 担当者宛て
- ・メールアドレス：k-unei@pref.fukuoka.lg.jp

8 相談・問い合わせ先について

事業者指定申請に関する相談・質問等については、以下に掲載している保健福祉環境事務所にお問い合わせください。

なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打ち合わせをした上で来庁くださるようお願いいたします。(予約者優先となります。)

特に指定申請書受付締め切り日直前は、多数来庁者があり混雑しますので、必ず事前に御連絡ください。

○ 問い合わせ先

管轄の保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）（別表【指定申請書提出先一覧】のとおり）

別表 【指定申請書提出先一覧】

事業所所在地	申請書類提出先
筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 〒816-0943 大野城市白木原3丁目5-25 Tel.092-513-5626
糸島市	糸島保健福祉事務所 社会福祉課 〒819-1112 糸島市浦志2丁目3-1 Tel.092-322-1449
古賀市・糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 社会福祉課 〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26 Tel.092-939-1592
中間市・宗像市・福津市・遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 社会福祉課 高齢・障がい福祉係 〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西2丁目17-7 Tel.093-201-4162
直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 社会福祉課 高齢・障がい福祉係 〒822-0025 直方市日吉町9-10 Tel.0949-23-3119
田川市・田川郡	田川保健福祉事務所 社会福祉課 〒825-8577 田川市大字伊田3292-2 Tel.0947-42-9315
小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 社会福祉課 〒839-0861 久留米市合川町1642-1 Tel.0942-30-1072
大牟田市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・三潁郡・八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 社会福祉課 高齢・障がい福祉係 〒834-0063 八女市本村25 Tel.0943-22-6971
行橋市・豊前市・京都郡・築上郡	京築保健福祉環境事務所 社会福祉課 〒824-0005 行橋市中央1丁目2-1 Tel.0930-23-2970

北九州市、福岡市、久留米市の区域については、平成24年4月1日から、介護保険法に基づく介護サービス事業所の指定・指導等の権限が各市長に移譲されました。これらの市内での事業所の開設については、各市の介護保険担当部署にお問い合わせください。